

## 地域包括ケア病棟入院料の見直し

骨子【I-1-(7)】

### 第1 基本的な考え方

地域包括ケア病棟（病室）において、手術、麻酔にかかる費用を包括外とすること等によって、地域包括ケアシステムにおいて比較的軽度な急性期患者に対する入院医療を整備する。

### 第2 具体的な内容

1. 地域包括ケア病棟入院料（入院医療管理料を含む）の包括範囲から、手術、麻酔にかかる費用を除外する。

現 行	改定案
<p>【地域包括ケア病棟入院料（入院医療管理料を含む）】</p> <p>[包括範囲]</p> <p>診療に係る費用（注3から注5に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（一般病棟に限る。）、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、救急搬送患者地域連携受入加算（一般病棟に限る。）及びデータ提出加算、地域連携診療計画退院時指導料（I）、第2章第2部在宅医療、摂食機能療法、人工腎臓並びに別に厚生労働大臣が定め</p>	<p>【地域包括ケア病棟入院料（入院医療管理料を含む）】</p> <p>[包括範囲]</p> <p>診療に係る費用（注3から注5に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、退院支援加算1及びデータ提出加算、地域連携診療計画加算（退院支援加算）、第2章第2部在宅医療、摂食機能療法、人工腎臓並びに別に厚生労働大臣が定める除外薬剤・注射薬、第10部手術、第11部麻酔の費</p>

<p>る除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、地域包括ケア病棟入院料 1、地域包括ケア入院医療管理料 1、地域包括ケア病棟入院料 2 又は地域包括ケア入院医療管理料 2 に含まれるものとする。</p>	<p>用を除く。)は、地域包括ケア病棟入院料 1、地域包括ケア入院医療管理料 1、地域包括ケア病棟入院料 2 又は地域包括ケア入院医療管理料 2 に含まれるものとする。</p>
---	--

## 2. 集中治療室等を持つ保険医療機関において、地域包括ケア病棟入院料の届出病棟数に制限を設ける。

### [算定要件]

以下の施設基準を届け出ている保険医療機関又は許可病床数が 500 床以上の病院においては、地域包括ケア病棟入院料（入院医療管理料を除く）の届出は 1 病棟に限る。

- (1) 救命救急入院料
- (2) 特定集中治療室管理料
- (3) ハイケアユニット入院医療管理料
- (4) 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- (5) 小児特定集中治療室管理料

ただし、平成 28 年 1 月 1 日時点で既に届け出た病棟等についてはこの限りではない。